

第7回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成27年8月6日(木) 10時00分～11時30分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2階 201～203 会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・災害等で検針日が変わる場合、スマートメータも併せて検針日が変わるか各送配電へ確認する。★
- ・スマートメータ動静情報の受渡し方法について引き続き検討を行う。★
- ・設備情報等、共同利用・第三者提供についてのプライバシーポリシーの認識合わせを行う。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。次回は2週間後では議題が少ないことが想定されるため、9/3 予定とする。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 事業者説明会アジェンダ(案)について(資料4)

事務局より事業者説明会アジェンダ(案)について説明。

- ・システム利用および利用に伴うルール、システムセキュリティに関する遵守事項についての周知を目的とする。
- ・具体的な日時・開催場所については現在調整中。500席程度の会場で2回開催の予定。
- ・事前申込制ではなく、当日受付を予定。

■質疑等

・参加資格は厳密には問わないということによいか。

⇒内容は小売事業者を対象としているが、参加資格は問わない。(事務局回答)

・小売事業者のビジネスモデルに関するセミナーが開かれるが、事前申込の500席がすぐに埋まってしまい、追加開催が予定されている。その際、会場を大きくして受入人数を増やしている。事業者説明会にどの程度の参加者がいるか、少なくとも事前に情報は集めるべきではないか。

⇒ご指摘を受け、対応方法を検討する。(事務局回答)

・小売事業者間のルールの周知はこの説明会では行わないのか。

⇒今回提示分はあくまでアジェンダ(案)である。今後の調整事項として検討する。(事務局回答)

4. クライアント証明書について(資料5)

事務局よりクライアント証明書について説明。特に質疑等はなし。

- ・広域機関での入札の結果、ジャパンネット株式会社から購入することとなった。
- ・証明書の発行には、事業者コードが必要となる。
- ・証明書の発行に係る手続きは、すべてジャパンネット株式会社に対し行っていただく。企業内管理者の設定を11月から

開始、証明書の発行を12月より開始する。

・10月の説明会にて案内をさせていただき、ジャパネット様のHPに詳しい段取りが記載される予定のため、そこを参照いただき必要な手続きを行ってください。

5. スイッチング支援システムに係る設計書の改版について（資料6）

事務局よりスイッチング支援システムに係る設計書の改版について説明。特に質疑等はなし。

・広域機関からご提示できる設計書は、今回の改版にて一旦すべて提示させていただくこととなる。

6. 基本検針日の考え方について（資料7）

電気事業連合会より基本検針日の考え方について説明。

・今後の基本検針日と実検針日の年間カレンダーについては、各送配電事業者HPによる周知や各小売電気事業者へのメールによる周知を検討中。周知方法が送配電事業者によってバラバラとなる可能性もあることをご承知おきたい。

■ 質疑等

・実検針日は、基本検針日を基に実稼働日を踏まえて（曜日が絡んで）設定されるものという認識でよいか。小売電気事業者は、実検針日を気にしていればよいか。

⇒その認識でよい。スイッチング支援システム上は次回と次々回の実検針日が表示されることとなるため、そちらを確認すればスイッチング日の参考とすることが可能。ただし、実際のシステム稼働が3月からの予定のため、1月からの受付をする場合、4月の検針日が分からない状態になっていると認識している。4月のスイッチング日については、12月末までに各送配電事業者が提示する検針日の年間カレンダーを参照してご考慮いただけると幸い。

・半期単位の提供となるのはどのエリアか。

⇒北海道が該当する。

・HPにて周知とのことだが、小売り向けのHPなのか。

⇒各送配電事業者（今の一般送配電事業者）のHPのどこかに格納することとなる。現状であれば、中部電力が基本検針日と実検針日の年間カレンダーを公表しており、イメージは確認できると思われる。

・非常変災により、やむを得ず検針日が変更となる場合の周知方法はどのような形になるか。

⇒メールによる周知を考えている。HPかメールのいずれかを検討しているが、即時性という意味でメールでの周知を考えている。

・非常変災により検針日の変更を周知するタイミングはいつになるか。

⇒詳細な取扱いは各社の検討事項となるが、直前までは予定の検針日に行うことで検討することになると思われる。

・災害等で検針日が変わることは分かるが、スマートメータによる検針分も検針日が変わってしまうのか。

⇒各社どのように検討しているか、持ち帰り確認させていただく。★

7. スマートメータ動静情報報告フォーマットについて（資料8）

電気事業連合会よりスマートメータ動静情報報告フォーマットについて説明。

・平成28年1月以降、小売電気事業者ごとに週1回程度、各電力会社のNW部門に対し新規申込受付分および受付取消分（差分データ）をご提供願いたい。

・平成27年12月3週までの受付分については、年内に纏めてご提供願いたい。

・システムが稼働するまでの間、供給地点特定番号は1月頭時点でまだ需要家に周知できていないことが考えられるため、動静情報では電力小売りのお客様番号をご提供いただくことになるが、メール等で要望を伝えていただければ、動静情報でいただいた電力小売りのお客様番号に紐付け供給地点特定番号を動静情報のリストに追加して返信をする。

・広域機関より負荷分散のために動静情報を連携してほしいとのことだったが、使用目的の異なる情報のため、別途小売電気事業者から直接広域機関へご連絡いただく方法を検討いただけないか。

■ 質疑等

・12月3週までの分を年末までにご提供いただきたいとのことだが、1月以降になった場合に不都合はあるか。

⇒特段扱いが異なることはない。

・動静情報の提供が早いほど、スマートメータの取り付け工事は早くなるのか。

⇒数によると思われるが、基本的には申し込んでから工事設計を行い工事発注する通常の流れにて行うため、1週間申込が早ければ、1週間早く設計が行えることとなる。また、検定期間が切れるタイミングで面的に取替を行っているため、そのエリアの申込があれば併せて取り替えることが効率的な取替となる。別のエリアで申込があれば、設計→工事発注の通常の流れで行う。数が多ければ個別に対応するようなことも考えている。

・動静情報報告フォーマットは、送っていただけるか。

⇒連絡先とフォーマットをHPに載せることを検討しているので、そこからダウンロードしていただくことを想定している。入手可能となるタイミングは、別途ご連絡させていただく。

・スマートメータ取替工事の完了報告はないとのことだが、小売側はどのように確認すればよいか。

⇒システムが運開すれば、設備情報から確認いただける。3月までは分からないこととなる。

・メールで添付ファイルとして送るとのことだが、外部に送る際自動で暗号化され、別途メールでパスワードを送る必要がある。ファイルを添付したメールともう1通の計2通でやり取りをすることとなるが問題ないか。

⇒その運用で問題ない。

・100件200件ある個人名、電話番号、住所等の個人情報を含むファイルをメールで送るのか。何かしらのメディアでお渡しの方が安全ではないか。

⇒一般的な話にはなってしまうが、各社の情報の社外持ち出しのポリシーが最優先になると思われる。どうしてもメールでの運用が難しく、何かしらのメディアであれば対処可能なのであれば、受け取りを行うことを含めて検討したい。発信者側のリスクとして、各事業者にてご判断いただくしかない。

・情報の受け取りの方法は、メール、メディアの受渡し、共有フォルダのような外部ストレージなど検討を続ける。

→検討結果が各社バラバラにならないように願いたい。

・3月からのスイッチングの申込をするにあたり、小売電気事業者が需要家から個人情報を受領し送配電事業者へ第3者提供をするという建付けかと思うが、実際の申込はスイッチング支援システムを経由して申込むため、広域機関にも提供する前提で、個人情報の利用の範囲（第3者提供の相手）は記載いただける前提でよいか。

⇒広域機関での個人情報の利用はあるのか。

→利用はないが、保有をすることとなる。そのため、広域機関と対象の送配電事業者へ第3者提供するということを含めて個人情報を収集する旨を記載いただき、需要家に承諾をもらう必要があると考える。

・設備情報については、送配電事業者が持つ情報をすべての小売事業者間で共同利用する整理かと思う。そのため、第3者提供の側面と共同利用の側面がある。プライバシーポリシーについては、送配電、小売、広域で認識を合わせておいた方がよいと考える。★

○次回は9/3（木）10:00～ 神保町ビルにて開催予定。

以上